

@YMCサーバーサービス利用約款

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

第1章 総則

第1条 (本利用約款の目的)

@YMCサーバーサービス利用約款 (以下、「本利用約款」という。) は、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 (以下、「当社」という。) が提供するインターネット関連サービス (以下、「本サービス」という。) の利用条件について定めることを目的とします。

第2章 利用契約の成立

第2条 (申込みの方法)

1. 本サービスを申し込む場合には、当社が別途指定する方法によって、当社に対して申込みを行うものとします。
2. 本サービスの申込みの際には、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本サービスの申込みがあった場合には、本利用約款に同意したものとみなします。
3. ドメイン名の登録・移管・管理サービスを利用する場合には、レジストラであるGMOインターネットグループ株式会社が定めるお名前. comドメイン登録規約 (以下、「本規約」という。) のすべての内容を確認してください。当社は、ドメイン名の登録・移管・管理サービスを利用するお客さまから本サービスの申込みがあった場合には、本利用約款に加えて、本規約にも同意したものとみなします。なお、本規約は、本利用約款の最終改定日時点において、次に掲げるURLから確認することができます。
本規約 : <https://www.onamae.com/agreement/>
4. 本利用約款及び本規約は民法548条の2が定める定型約款に該当し、本サービスの利用者 (以下、「お客さま」という。) は本サービス上において、本利用約款及び本規約を利用契約 (次条第1項において定義される。) の内容とする旨を同意したときに、本利用約款及び本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。

第3条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用契約 (以下、「利用契約」という。) は、お客さまが当社所定の情報を当社に提供することで申込みを行い、これに対して当社が電子メール等当社所定の方法で承諾の意思表示を行った時に成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用約款又は本規約に違反して本サービスを利用することが明らかに予想されるとき。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じているとき又は過去において遅滞の生じたことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みの際に当社に対し虚偽の事実を申告したとき。
 - (4) クレジットカードによる料金の支払を希望するときであって、クレジットカード会社の承認が得られないとき。
 - (5) 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込みを行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認があったことを当社において確認できないとき。
 - (6) 第41条 (反社会的勢力の排除) 第1項に定める反社会的勢力に該当するとき。
 - (7) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行ううえで支障があるとき又は支障の生じるおそれがあるとき。

第3章 本サービスの内容

第4条 (サービス)

1. 当社が提供する本サービスは下記の通りです。詳細は別途定めます。
共用サーバーサービス (旧レンタルサーバーサービスを含む。)
VPSサービス
専用サーバーサービス
上記に付随するオプションサービス
2. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前項のサービスに付加して提供します。オプションサービスを利用するお客さまは、本利用約款のほか、当該オプションサービスに関する規則についても遵守してください。
3. 当社は、機能の追加、拡張、変更、削除等、本サービスの内容を変更することがあります。

第5条 (サポート)

本サービスに関するサポートの範囲、時間、方法等については、当社のウェブサイトに掲載するものとします。

第6条 (サービス品質保証制度・SLA)

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、ウェブサーバー、メールサーバー及びデータベースサーバー (以下、「ウェブサーバー等」という。) のいずれかの稼働率が当社の保証する数値を下回った場合 (以下、「SLA適用ケース」という。) において、お客さまから請求があった場合には、当月におけるサービス利用料金の一部を返金します。返金に関する条件については、別記に定めるものとします。
2. ウェブサーバー等の稼働しなかった原因が次の各号に掲げるいずれかの事由によるものであった場合には、本条は適用されないものとします。
 - (1) 本サービスの保守を行うとき。
 - (2) 天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為によるとき。
 - (3) 当社の管理外にあるネットワーク、設備等の障害によるとき。
 - (4) 当社が本サービスを提供するために利用する第三者のソフトウェア、機器等の瑕疵によるとき。
 - (5) サーバーにインストールされているOSの不具合によるとき。
 - (6) お客さまがサーバーにインストールしたソフトウェア等の不具合によるとき。
 - (7) お客さまが本件利用約款の定める義務に违背する行為を行ったとき。
3. 本条に定めるSLAは、SLA適用ケースにより本サービスに関連してお客さまに生じた損害に対する当社の責任の一切を定めたものであり、当社は、サーバーの停止、データ等の滅失、損傷、漏洩、その他SLA適用ケースにおいて生じた損害について、本条に定める以外の一切の責任を負いません。ただし、第16条 (責任の制限) の適用がある場合は、この限りではありません。

第4章 お客さまの義務

第7条 (データ等のバックアップ)

お客さまは、サーバーに保存されたデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェア、システムその他の電磁的記録 (以下、「データ等」という。) について、その滅失又は損傷に備えて、お客さまの責任で定期的にその複製を行うものとします。

第8条 (禁止行為)

1. お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつくおそれのある行為
 - (3) 当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (5) スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為
 - (6) 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - (7) 大量のメール配信など、サーバーやネットワークその他当社の設備に過大な負荷を与える行為
 - (8) 仮想通貨マイニングのために本サービスを利用する行為
 - (9) 前各号に掲げる行為のほか、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、お客さまが前項の禁止行為を行い、又は第三者に行わせていると当社が判断したときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。

第9条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用するシステムにアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）をお客さまに対して発行します。
2. お客さまは、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

第10条（お客さまと第三者との間における紛争）

1. お客さまは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無その他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
2. お客さまが使用するドメイン名について第三者よりUDRP（統一ドメイン名紛争処理方針：Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy）に基づく申立があった場合、お客さまは、ICANNの認定した紛争処理機関が行う紛争処理手続に参加し、その裁定に従うものとします。

第11条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. お客さまは、当社の承諾がない限り、本利用約款に基づくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。
2. お客さまがサーバーの領域を第三者に利用させる場合において、当社は、当該第三者に対して、本サービスの提供その他の事項に関する一切の責任を負いません。また、当該第三者は、当社に対して、本サービスの利用その他の事項に関する一切の権利を有しません。お客さまと当該第三者との間で生じた紛争については、お客さまが責任をもって解決するものとし、当社は、当該紛争について一切関与しません。
3. 当社は、組織再編、事業譲渡その他の事由により、本サービスに係る事業及び当社の利用契約上の地位の全部又は一部を第三者に移転させることができ、お客さまは、そのような場合があることを認識し、かかる移転につき予め承諾するものとします。この場合、当社が本サービスの提供のために保有しているお客さま情報は、本サービスの提供に必要な範囲で当該第三者に移転します。

第12条（サーバーの管理）

1. お客さまは、サーバーについて自らの責任で適切に管理しなければなりません。
2. 当社（当社が作業を委託する第三者を含む。）は、本サービスを提供するための機器に不具合が発生した場合、サーバー内のプログラム等が当社の設備に過大な負荷を与えている場合、お客さまの管理するサーバーが不正にアクセスされている場合、ウィルスに感染している場合、その他本サービスを提供するために必要がある場合には、お客さまに対し期限を定めて適切な管理作業を行うように通知することがあります。この場合、お客さまは定められた期限までに適切な管理作業を行わなければなりません。
3. 当社からの通知にもかかわらず、期限までに適切な管理作業が行われない場合には、当社は、サーバー内

における調査、サーバーの修補又は停止、設定変更、筐体変更その他の管理作業（以下、「管理作業等」という。）を行うことができるものとします。

4. 前二項の規定にかかわらず、当社（当社が作業を委託する第三者を含む。）は、本サービスの提供のために緊急の必要がある場合には、お客さまに通知することなく、直ちに管理作業等を行うことができるものとします。
5. 当社は、前二項の管理作業等によってお客さまに生じた損害について、一切責任を負いません。

第13条（変更の届出）

1. 本サービスの申込みの際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款に基づくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款に基づくお客さまの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第5章 免責

第14条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為、本サービスの提供に際して当社が利用する第三者のソフトウェアの瑕疵や機器の故障等、当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第15条（第三者からの攻撃）

当社は、お客さまに提供するサーバーがDDoS攻撃等、第三者による攻撃を受けた場合には、お客さまに事前に通知することなく、サーバーの停止、ネットワークの切断、その他必要な措置を取ることがあります。この場合、当社の措置によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第16条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスの完全性、正確性、有用性その他本サービスに関していかなる保証も行わず、サーバーの停止、サーバーへの接続不能・遅延又はサーバーに蓄積若しくは保存されたデータ等の滅失、損傷、漏洩、その他本サービスに関連してお客さまに生じた損害について、当社の故意又は重過失によるものである場合を除き、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。また、当社の故意又は重過失によりお客様に生じた損害については、直接かつ現実に発生した損害についてのみ賠償するものとし、その賠償額は、当該損害が生じた月の前月において、月額利用料金（オプションサービス利用料金を含まないもの）としてお客さまが当社に対して実際に支払った金額の範囲に制限されるものとします。年間契約の場合、その賠償額はお客さまが当社に対して実際に支払ったサーバー利用料金（オプションサービス料金を含まないもの）を契約月数で除した金額の範囲に制限されるものとします。本利用約款の他の条文にもとづき当社がお客さまに対して賠償責任を負う場合の賠償額も同様とします。本条は、本サービスに関連してお客さまに生じた損害に対する当社の責任の一切を定めたものであり、当社は本条に定める以外、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。ただし、第6条（サービス品質保証制度・SLA）の適用がある場合は、この限りではありません。
2. 前項にかかわらず、当社は、当社が善良なる管理者の注意をもって講じておくべき安全管理措置を講じても防ぐことができなかったコンピューターウイルス、ハッキング、サイバー攻撃、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因してお客さまに生じた損害についてデータ等の復旧その他一切の責任を負わないものとします。

第17条（消費者契約に関する免責の特則）

1. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、月額利用料金の1か月分に相当する金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。
 - (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
 - (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免除する条項
2. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、適用しないものとします。
 - (1) 当社の債務不履行（故意又は重大な過失に限る。）によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた不法行為（当社の故意又は重大な過失に限る）によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

第6章 料金

第18条（料金の支払）

1. お客さまは、本サービスの利用の対価として、サービス利用料金を当社に支払うものとします。当社は、社会状況、経済情勢の変化、サービス提供上の技術的な要請その他の事情に基づき、サービス利用料金を改定することがあります。
2. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

第19条（料金の支払時期）

1. お客さまは、本サービスの利用を開始する場合には、本サービスの利用開始時まで、当社に対してサービス利用料金を支払うものとします。
2. お客さまは、本サービスを更新する場合には、更新日から1か月以内に、当社に対してサービス利用料金を支払うものとします。
3. お客さまは、本サービスの利用期間中に上位のサービスプランに変更した場合には、旧サービスプランと新サービスプランの利用料金の差額について、請求書の発行日から1か月以内に、当社に対してこれを支払うものとします。なお、下位のサービスプランに変更した場合であっても、旧サービスプランと新サービスプランの利用料金の差額の払い戻しは行いません。
4. お客さまは、本サービスの利用期間中にオプションサービスの利用を開始した場合には、請求書の発行日から1か月以内に、当社に対してオプションサービスの利用料金を支払うものとします。
5. お客さまは、サービス利用料金の支払を遅延した場合には、支払期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第20条（30日返金）

iCLUSTA+又はラピッドサイトブランドに係る本サービスを利用するお客さまが、利用開始日から30日以内に利用契約を解除したときは、新規セットアップ料金、月額利用料金及びオプションサービス利用料金の全部に相当する金額をお客さまに返金します。ただし、一部のオプションサービスについては、本条の返金の対象とならないものがあります。

第7章 本サービスの更新、終了等

第21条（利用期間及び更新）

1. 本サービスの利用期間は、申込み時にお客さまが選択した期間とします。
2. 利用期間の満了日の3日前までに当社又はお客さまが更新を拒絶する旨を通知しない限り、利用契約は同一内容で前項と同一の利用期間をもって更新されるものとします。更新後の利用期間が満了する場合も同様とします。

第22条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、本サービスの利用を終了する場合には、当社の定める方式に従って契約の解除手続を行うものとします。
2. お客さまは、利用期間の途中で契約を解除する場合、残期間分の利用料金相当額を違約金として一括して当社に支払うものとします。また、残期間分の利用料金がすでに支払われている場合であっても、第20条（30日返金）に定める場合を除き、当社は払い戻しを行いません。

第23条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。
 - (1) 本利用約款又は本規約の定める義務に違反したとき。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われたとき。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告したとき。
 - (4) 前各号に定めるほか、当社が業務を行ううえで重大な支障があるとき、又は重大な支障の生じるおそれがあるとき。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第24条（データ等の削除）

当社は、利用契約が期間の満了又は解除により終了した場合には、サーバー内のデータ等（第26条に定める制作データを含む。）を削除します。データ等の削除によりお客さまに損害が生じた場合であっても、当社は、お客さま又は第三者に対しデータの復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第8章 ITPARKホームページ制作サービスに関する特則

第25条（適用関係）

前各条の規定にかかわらず、お客さまがITPARKホームページ制作サービス（以下、「本制作サービス」という。）を利用する場合については、本章の規定が重畳して適用されるものとします。本章の規定が前条までの規定と矛盾抵触する場合には、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第26条（本制作サービス）

1. 本制作サービスは、お客さまの指示に従ってホームページを構成する電子データ（以下、「制作データ」という。）を制作し、これをお客さまに提供する本サービスのオプションサービスです。その詳細については、当社のウェブサイトに掲載するものとします。
2. 当社は、本制作サービスの提供に関する業務の全部又は一部をお客さまの承諾なしに、第三者に委託することができます（以下、当該第三者を「外部業者」という。）。

3. 第5条（サポート）の定めにかかわらず、本制作サービスに関する一切の連絡は、電子メールによる方法のみで行うものとします。
4. 本制作サービスを利用する場合、本サービス及び本制作サービスが利用契約の内容となります。本サービスの利用契約が期間の満了又は解除により終了した場合には、本制作サービスの利用契約も自動的に終了するものとします。

第27条（制作データの検査）

1. お客様は、制作データの引渡しのお知らせを受けたときは、直ちに制作データの検査を行い、当該通知日から14日以内に当社（外部業者を含む。以下、本条において同じ。）に合否の旨を通知するものとします。
2. お客様は、検査の結果不合格であった場合は、不具合の内容を具体的に当社に通知してください。この場合、お客様は、当社に対し2回を上限として不具合の修補のみを請求することができるものとします。
3. 第1項に定める期間内にお客様からの通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。

第28条（著作権の帰属）

1. 制作データの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、当社又は当社のライセンサーに帰属します。ただし、制作データを構成する個々の画像、テキスト、プログラム等（以下、「素材」という。）のうち、当社がお客様から提供を受けた素材については、この限りではありません。
2. 本サービスの利用期間中、お客様は、インターネット上に公開又は維持する目的に限り非独占的に制作データを利用することができるものとします。
3. お客様は、当社の明示の書面による承諾がない限り、制作データを複製、改変、貸与、譲渡、販売、転用その他一切の二次的利用をすることができません。

第29条（利用ポイント）

1. 当社は、本制作サービスのうち当社が指定するサービスを利用するお客様に対し、本制作サービスの特典の利用と交換できるポイント（以下、「利用ポイント」という。）を毎月1日に付与します。付与するポイント数、付与の条件、特典の内容、交換方法等（以下、「利用条件等」という。）については、当社のウェブサイトに掲載するものとします。利用条件等に従わない利用ポイントの利用は無効とします。
2. 利用ポイントの有効期間は、当該利用ポイントの付与日から3か月間とします。有効期間が満了した利用ポイントは、直ちに失効するものとします。
3. 本制作サービスの利用契約が終了した場合、利用ポイントは直ちに失効するものとします。

第9章 指定契約者ユーザーに関する特則

第30条（特則の適用）

前各条の規定にかかわらず、当社が指定した他サービスを利用していた契約者（以下、「指定契約者」という。）が、本サービスへサーバーデータを移行した場合には、本章の規定が重畳して適用されるものとします。以下の規定が前条までの規定と矛盾抵触する場合には、本章の規定が優先するものとします。

第31条（提携サービス）

1. お客様は、本サービスを經由若しくは本サービス上で作動する提携サービスを利用できるものとします。ただし、提携サービスの利用に係る契約はお客様と提携先の間で成立するものとします。
2. お客様は、提携サービスの提供主体が当社ではなく提携先であることを認識し、提携先が定める当該提携サービスの利用条件を遵守するほか、提携先から指示を受けた場合は、これを遵守するものとします。なお、お客様が当該利用条件または提携先の指示に従わなかった場合、本利用約款に違反したものとみなします。
3. 当社は提携サービスの利用により発生したお客様の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害

を含む。)及び提携サービスを利用できなかったことにより発生したお客さまの損害に関し、当社の故意または重大な過失による場合を除き、一切責任を負いません。

4. 当社が提携先から委託を受け、提携サービスに係る利用料金等の回収を行う場合、お客さまは当社に対して当該利用料金等を支払うものとします。
5. お客さまは、提携サービスの利用においても第16条（責任の制限）が適用されることを承諾するものとします。

第32条（設定）

1. 当社は初期設定費用、初回利用料、その他必要となる支払いの入金（クレジットカードの場合はカード会社による承認）確認後、設定作業を行います。
2. 設定作業開始後申込んだドメイン名を変更するには、再度初期設定費用及びドメイン名取得費が必要です。

第33条（サポート）

1. 当社は本サービス、お客さまに提供するハード・ソフトウェア、及びネットワークに関するお問い合わせについて、これに答えるサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの方法、時間は次のとおりとします。
 - ①電話・・・10:00～18:00（土、日曜、祝祭日を除く。）
 - ②電子メール・・・24時間（ただし、回答は上記①に定める時間内）
 - ③当社指定フォーム・・・24時間（ただし、回答は上記①に定める時間内）
（夜間及び休日の対応は、原則として行っておりません。）ただし、オプション設定作業、データリストア作業等において、前項①に定める時間外等の対応を希望する場合は、作業日を除く2営業日前までに対応可能の可否を当社まで確認のうえ、下記対応料金（工数2時間以内、これ越える工数が発生する場合は別途請求）を支払うものとします。

【平日に行う場合】

- ・6:00～9:00、18:00～23:00
時間外作業費 ¥22,000（税込）

合計 ¥22,000（税込）

- ・23:00～翌6:00
時間外作業費 ¥22,000（税込）
深夜作業費 ¥22,000（税込）

合計 ¥44,000（税込）

【休日（土、日、祝日）に行う場合】

- ・6:00～23:00
時間外作業費 ¥22,000（税込）
休日作業費 ¥22,000（税込）

合計 ¥44,000（税込）

- ・23:00～翌6:00
時間外作業費 ¥22,000（税込）
休日作業費 ¥22,000（税込）
深夜作業費 ¥22,000（税込）

合計 ¥66,000（税込）

3. お問い合わせに際して、当社は次に定める方法によりお客さまであることを確認するものとします。
 - ①電話の場合
 - a. お客さま番号の伝達
 - b. お客さま名若しくはドメイン名の伝達
 - c. 担当者名の伝達
 - ②電子メールの場合
 - a. お客さま番号の記載
 - b. お客さま名の記載
 - ③当社指定フォームからの場合
 - a. お客さま番号の記載
 - b. お客さま名の記載
4. 前項によりお客さまの確認ができなかった場合、問合せに回答できない場合があります。
5. 管理委託承諾書にて届出がなされている者（以下、「管理委託先」という。）からの問合せ若しくは設定、運用等に関する問い合わせスタッフとして届け出られている者（以下、「運用問い合わせスタッフ」という。）からの問い合わせは、第3項に定める確認方法により管理委託先若しくは運用問い合わせスタッフであることが確認できた場合、お客さまからの問合せがあったものとして取り扱うものとします。

第34条（損害賠償の制限1）

1. 当社の責に帰すべき事由により、お客さまが本サービス（YSシリーズを除く。）を全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該お客さまにおける利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、1カ月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、お客さまの請求によりお客さまに現実に発生した損害の賠償に応じます。ただし、当社が支払うべき損害額が10万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えさせていただきます。
2. 上位電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因してお客さまが利用不能となった場合、利用不能となったお客さま全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該上位電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じてお客さまの損害賠償の請求に応じるものとします。
3. お客さまが第16条（責任の制限）第1項ただし書き又は第17条（消費者契約に関する免責の特則）にもとづき当社に対して損害賠償を請求する場合には、本条は適用されないものとします。

第35条（損害賠償の制限2）

1. 当社の責に帰すべき事由によりお客さまがYSシリーズのサービスを全く利用できない状態に陥った場合、本条において定めるところにより、料金の一部を返金するものとします。
2. 当社は、当月においてYSシリーズのサービスを利用することのできた時間を当月の総時間で除して得られる率についての次の各号掲げる区分に従い、そのお客さまが当月分の月額利用料金として当社に支払った金額に次の各号に掲げる率を乗じて得られる金額を当社が別途定める方法によりお客さまに返金するものとします。

(1)	98.0%から99.8%まで	10%
(2)	95.0%から97.9%まで	25%
(3)	90.0%から94.9%まで	50%
(4)	89.9%以下	100%
3. 当社は、お客さまがYSシリーズのサービス利用不能の後、最初に当社に支払う月額利用料金の金額をその本来支払うべき月額利用料金の金額から返金するべき金額を減じて得られる金額とすることをもちって前項の返金に代える場合があるものとします。
4. 本条において定める返金は、当社が別途定める方法により、YSシリーズのサービスの利用不能の事実を当社に通知したお客さまについて、これを行うものとします。
5. 第2項にもとづく返金の金額の算出にあたっては、YSシリーズのサービスの利用不能の期間は、前項の通知が当社に到達し、当社が利用不能の事実を確認した時からこれを起算するものとします。

6. 前項において定める返金の要件を満たす場合であっても、Y Sシリーズのサービスの利用不能が次の各号に掲げるいずれかの事由により生じたときは、本条において定める返金は、これを行わないものとします。お客さまがY Sシリーズの利用にあたって本利用規約に定める義務に違反したために、Y Sシリーズのサービスの利用不能が生じたときも同様とします。
- (1) 当社のウェブサイトへの掲載等の適当な方法により当社が事前にお客さまに知らせた日時に当社のサーバーまたはその他の設備の保守等のための作業を行ったこと
 - (2) 戦争、暴動、同盟罷業、内戦等が発生したこと、または通商を禁止する措置がとられたこと
 - (3) 火災、洪水、交通機関の運行の停止や遅延、電気通信の障害や遅延が生じたこと
 - (4) ウイルスの配布やクラッキングが行われたこと
 - (5) 電子商取引、代金の決済、チャット、統計、またはその他の用途のソフトウェアに瑕疵があったこと
 - (6) お客さまにY Sシリーズのサービスを提供するために当社が運用するサーバーを適切に動作させるために必要な部品や電力等の供給を当社が受けられないこと
7. お客さまが第16条（責任の制限）第1項ただし書き又は第17条（消費者契約に関する免責の特則）にもとづき当社に対して損害賠償を請求する場合には、本条は適用されないものとします。

第36条（当社による管理）

1. 当社は提供するサーバーサービスについて、可能な限り事前にディスク交換等のハードウェアサポートを行います。行わないことによってお客さま及びお客さまのサービスお客さまに生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は提供するサーバーサービスにおいて、万が一ハードウェア障害が発生した場合、当社は同等品のハードウェアに交換作業を行い、原則として初期状態にてお客さまに再提供するものとします。障害によりサーバー内のデータ等が損失しても、当社はその賠償責任を負わないものとします。

第37条（ログ情報等の非公開）

1. 当社は、別に定める場合を除いて、お客さまに提供するサーバーサービスに対するアクセスログ等の内容をお客さまに知らせるサービスを提供いたしません。
2. 当社はアクセスログの内容等をお客さまに知らせないことによってお客さまに生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第38条（システム運用管理）

1. 当社は、業務上必要な復旧・保守作業を目的として、お客さまのサーバーにログインすることができるものとします。
2. 前項を可能なものとするため、お客さまは、rootのパスワード及びログイン用アカウントのパスワードを変更した場合は可及的速やかに当社まで報告するものとします。

第39条（再販）

1. お客さまは、本利用約款及び利用契約に基づき自己が受ける本サービスを、自己の責任をもって第三者（以下、「再販先」という。）に対して提供することを妨げられないものとします。
2. 再販を行うお客さまは、再販先の行為によって自己が本利用約款及び利用契約に違反することのないよう、再販先に対して本利用約款の周知・順守させる責務を負うものとします。
3. お客さまと再販先の間において、債務不履行等により当社との契約上の問題が生じた場合当社は、その問題解決のための責任を負わないものとします。

第40条（申立ての仲介）

1. お客さまが本サービスを第三者に対し提供している場合（再販を含む。）で、ドメイン名登録者若しくは、本サービスの利用内容から実質的なお客さまであると類推できる者（以下、「実質的なお客さま」という。）から、お客さまと連絡が取れない、お客さまとの間に債務不履行等により本サービスの継続的利用が困難になった等の理由により当社に救済の申立てがあったとき、当社はお客さまと実質的なお客さまに対し、本問題解決のための仲介を行うことができるものとします。ただし、必ずしも仲介を保証するものではなく、仲

介したこと、仲介しなかったこと（仲介できなかった場合を含む。）により、お客さま及びドメイン名登録者、実質的なお客さまに対して生じた、損害賠償を含む一切の責任を負わないものとします。

2. 当社からお客さまに対する仲介を行ったにもかかわらず、お客さまと連絡がとれない、お客さまが誠実な対応を行わないことにより、ドメイン名登録者及び実質的なお客さまから原契約の解除並びに本サービスの新規申込の意思確認がなされた場合は、当社判断に基づき第23条（当社の行う解除）に準じて契約を解除できるものとします。

第10章 その他

第41条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、現在、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、かつ将来にわたっても行わず、又は行わせしめないことを確約します。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

第42条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

第43条（分離可能性）

1. 本利用約款及び本規約の各条項の全部又は一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該条項の無効と判断された部分以外の部分の規定は、有効とします。
2. 本利用約款及び本規約の各条項の一部が、あるお客さまとの関係で無効とされ、又は取り消された場合であっても、その他のお客さまとの関係においては、本利用約款及び本規約は有効とします。

第44条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第45条（本サービスの廃止）

1. 当社は、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は廃止前に相当な期間をもって当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせします。
2. 本サービスの廃止により損害が生じた場合であっても、当社は、お客さま又は第三者に対し削除したデータ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第46条（本利用約款の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本利用約款を変更することができます。
 - (1) 本利用約款の変更が、お客さまの一般の利益に適合する場合。
 - (2) 本利用約款の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は前項による本利用約款の変更にあたり、変更後の本利用約款の効力発生日の前に相当な期間をもって、本利用約款を変更する旨及び変更後の本利用約款の内容とその効力発生日を当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせします。
3. 当社がお客さまに変更後の本利用約款の内容を通知し、変更後の本利用約款の効力発生日以降にお客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは本利用約款の変更に同意したものとみなします。

第47条（言語条項）

本利用約款は日本語で作成されます。ただし、日本語以外の言語で作成される場合があります。如何なる場合においても、日本語で作成された本利用約款が、他の言語で作成された本利用約款に優先するものとします。

附則（2023年2月27日最終改定）

本利用約款は、2023年2月27日に改定し、即日実施します。

別記 サービス品質保証制度・SLA

1. 第6条のサービス品質保証制度・SLAに基づく返金率は、次に掲げるとおりとします。

対象プラン	稼働率	返金率
・ i-01プラン	99.90%から99.98%まで	5%
	98.00%から99.89%まで	10%
	95.00%から97.99%まで	25%
	90.00%から94.99%まで	50%
	89.9%以下	100%
・ i-02~05プラン ・ S/M/Lプラン ・ ミニ/レギュラー/プロプラン ・ iNP (ic) -01~03プラン	99.99%から100%未満	5%
	99.90%から99.98%まで	10%
	97.99%から99.89%まで	25%
	90.00%から97.98%まで	50%
	89.9%以下	100%
・ iNP (iis) -01~03プラン ・ iN (iis) -00~03プラン ・ IIS (iis) -01~03プラン ・ 上記以外のプラン	98.0%から99.8%まで	10%
	95.0%から97.9%まで	25%
	90.0%から94.9%まで	50%
	89.9%以下	100%

2. 稼働率を算出する際のウェブサーバー等が稼働しなかった期間は、ウェブサーバー等が稼働しなかった事実をお客さまが当社に通知し、当社が当該事実を確認した時点から起算するものとします。
3. 当社は、ウェブサーバー等の稼働率が当社の保証する数値を下回った後、最初に当社に支払う月額利用料金の金額をその本来支払うべき月額利用料金の金額から返金すべき金額を減じて得られる金額とすることをもちて第6条第1項の返金に代える場合があります。
4. お客さまが第16条及び第17条に基づき当社に対して損害賠償を請求する場合には、第6条及び別記は適用されないものとします。